

第1部 序論

1. 後期基本計画の目的

この後期基本計画は、基本構想で設定した村の将来像である「人も地域も輝く緑豊かな原村」を実現するため現状と課題をとらえ、村が取り組むべき施策の方向性を体系的に示し、本村のまちづくりの基本的な指針とするものです。

2. 計画の体系

この後期基本計画は、基本構想に位置づけられた「施策の大綱の4つの柱」及び「計画推進の方策」については、第3部の「後期基本計画」で施策や具体的な施策を示しています。

3. 計画の特徴

(1) 横断的な施策体系

この計画は、村の行政機構（課等）の枠にとらわれず、施策目標に基づいて横断的に施策を展開することにより、計画を推進しやすい体系としています。

(2) 施策の重点化

この計画は、特に積極的に推進する施策を「重点施策」として明らかにしています。

(3) 施策目標と目標値の設定

すべての施策において、5年後にどのような状況をめざすのか、施策目標と目標値を設定しています。また、施策の達成状況を把握するために、各年度で現状値を確認し、進行管理をしていきます。

4. 計画の構成と期間

(1) 基本構想

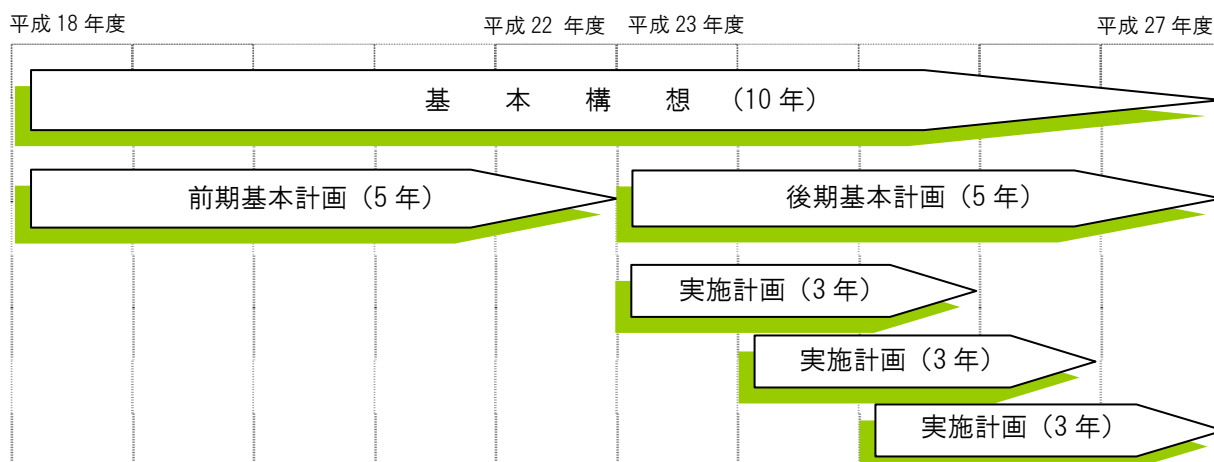
村づくりの方向と目標を定めるとともに、その達成のための基本的な考え方を示したものです。目標年次を平成 27 年度としています。

(2) 基本計画

基本構想に定めた目標を達成するための施策の方向性について、分野ごとに定めた計画であり、前期 5 年間と後期 5 年間に分かれます。前期基本計画は、平成 22 年度を最終年度とし、後期基本計画は、平成 27 年度を最終年度とします。

(3) 実施計画

基本計画で定めた施策を具体化し、予算編成の指針とするものです。計画の期間は、3 年間をめぐり、毎年ローリング方式（※）により更新を図ります。



※ローリング方式・・・毎年、一定の期間をめぐりとして計画を練り直し、修正を加える方式。社会情勢や住民ニーズの変化などに、柔軟に対応するための方策。